

## 反訴の提起について

県は、債務不存在確認請求事件（岐阜地方裁判所令和四年（ワ）第四百九十四号）について、次のとおり岐阜地方裁判所に反訴を提起するものとする。

令和四年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 一 事件の概要

反诉被告（本訴原告）は、平成二十二年度から平成二十七年度までに反訴原告（本诉被告）から岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けた。借受人が県内の医療機関において一定期間業務に従事する等したときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除されるが、反诉被告は、令和二年四月に県外の医療機関に転職し、令和四年四月に県内の医療機関に復帰する意思を失ったことを反訴原告に伝え、同年八月二十四日に当該修学資金の元本を返還した。

反诉被告は、貸付け当初は無利息という約束だったにもかかわらず、平成二十四年度に反訴被告が知らないうちに反訴原告が制度変更をして年十パーセントもの利息を加算するとされたこと、令和二年四月一日付けで反诉被告が反訴原告に提出した当該利息の加算について適用を受ける旨の承諾書は、県外勤務の承認申請時に反訴原告に提出を強要されたものであり、利息の支払を承諾する意思はなかったこと等を請求の原因として、利息支払債務が存在しないことの確認を求めて本訴を提起したものである。

### 二 反訴請求の趣旨

- (一) 反诉被告は、反訴原告に対し、平成二十二年度から平成二十七年度までに貸し付けた岐阜県医学生修学資金に係る利息金四百二万八千百円を支払え。
  - (二) 訴訟費用は、反诉被告の負担とする。
- との判決及び(一)について仮執行の宣言を求める。

### 三 訴訟遂行の方針

判決の結果により、必要がある場合には、上訴する。